

# 指定介護予防支援事業所の更新について

## 1. 令和元年度中 更新対象事業所

介護保険法第 115 条の 31 (6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う) に基づき、令和元年度で指定の期限が切れる下記 3 か所について更新いたしました。

- ・ 東部地域包括支援センター(社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団)
- ・ 中央地域包括支援センター(社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会)
- ・ 西部地域包括支援センター(社会福祉法人 フロンティア)

## 2. 更新に係る確認書類

○指定介護予防支援事業所指定更新申請書

- ① 申請者の登記事項証明書 (原本) 等
- ② 事業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ③ 事業所の管理者の経歴
- ④ 事業所の平面図
- ⑤ 運営規程
- ⑥ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑦ 関係区市町村及び他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容
- ⑧ 法 115 条の 22 第 2 項各号に該当しないことを誓約する書面
- ⑨ 役員の氏名、生年月日及び住所
- ⑩ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

## 3. 今後の更新予定

令和 5 年 3 月 31 日で期限が切れる下記の指定介護予防支援事業所については、令和 5 年度中に同様の更新手続きを行う予定です。

- ・ 菊かおる園地域包括支援センター(社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団)
- ・ アトリエ村地域包括支援センター(社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団)
- ・ 豊島区医師会地域包括支援センター(公益社団法人 豊島区医師会)
- ・ いけよんの郷地域包括支援センター(社会福祉法人 フロンティア)
- ・ ふくろうの杜地域包括支援センター(社会福祉法人 敬心福祉会)